

2021年2月

資金移動業の3類型化等に係る政令・内閣府令 及び事務ガイドラインの改正案について

弁護士 戸塚 貴晴 / 弁護士 佐々木 慶 / 弁護士 波多野 恵亮 / 弁護士 櫻村 智記

金融庁は、情報通信技術の発展を背景に、イノベーションの促進を通じ、利用者利便の向上と利用者保護のバランスに留意した制度を整備するために、2020年3月6日、(1)銀行・証券・保険の分野横断的な金融サービスの仲介を1つのライセンスにより行うことができる金融サービス仲介業の創設、及び(2)送金上限額に応じた資金移動業の3類型化をその中核とする、金融商品販売法、資金決済法等の改正法案(金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案)を国会に提出し、同法案は2020年6月5日に成立した。

成立した同法案のうち、資金決済法の改正に係る内容(以下「改正資金決済法」という。)が2021年4月に施行予定であることを踏まえて、関係政令・内閣府令等及び関連する事務ガイドラインの改正案(以下、「本改正案」という。)が2020年12月25日に公表され、2021年1月24日までの期間、パブリックコメントに付された。本稿では以下の点を中心に、本改正案の内容を概説する。

- ① 改正資金決済法第2条の2の規定により為替取引に該当するものとされる収納代行行為の要件に関する規定の整備
- ② 資金移動業の種別ごとの送金上限額、ライセンスの取得手続、利用者資金の保全・管理方法、為替取引に用いられないことがないと認められる利用者の資金を保有しないための措置等、各類型の資金移動業者に関する規定の整備

なお、本項執筆時点(2021年2月5日)においては、当該パブリックコメントに対する金融庁の回答は公表されていないため、本改正案については、未だに確定したものではないことに留意されたい。また、本稿では、資金決済法施行令の改正に係る内容を「資金決済法施行令改正案」と、資金移動業者に関する内閣府令の改正に係る内容を「資金移動業者に関する内閣府令改正案」と、事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係)の改正案を「事務ガイドライン改正案」と、それぞれ呼ぶこととする。

1. 本改正案の内容

1-1 収納代行に関する規定の整備

現行資金決済法の制定時においては、いわゆる収納代行に対する規制(為替取引に関する規制の適用)について、将来の課題として制度整備が見送られた。もともと、割り勘アプリの登場など、その後の収納代行を取り巻く状況の変化を踏まえて、改正資金決済法第2条の2として、以下のとおり、実態として為替取引と同視される一定の範囲の収納代行業を為替取引に包含する(規制の対象とする)規定が新設された。

「金銭債権を有する者(以下この条において「受取人」という。)からの委託、受取人からの金銭債権の譲受けその他これらに類する方法により、当該金銭債権に係る債務者又は当該債務者からの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)その他これに類する方法により支払を行う者から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人に当該資金を移動させる行為(当該資金を当該受取人に交付することにより移動させる行為を除く。)であつて、受取人が個人(事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く。)であることその他の内閣府令で定める要件を満たすものは、為替取引に該当するものとする。」

この規定により、収納代行業のうち、為替取引に該当し得るのは、「内閣府令で定める要件を満たすもの」とされた。これを受けて、資金移動業者に関する内閣府令改正案¹第1条の2は、かかる要件を以下のとおり定めている。

「法第二条の二に規定する内閣府令で定める要件は、受取人(同条に規定する受取人をいう。以下この条において同じ。)が個人(事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く。)であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当することとする。

- 一 受取人が有する金銭債権に係る債務者又は当該債務者からの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)その他これに類する方法により支払を行う者(第三号において「債務者等」という。)から弁済として資金を受け入れた時(他の者に資金を受け入れさせる場合にあつては、当該他の者が弁済として資金を受け入れた時)までに当該債務者の債務が消滅しないものであること。
- 二 受取人が有する金銭債権が、資金の貸付け、連帯債務者の一人としてする弁済その他これらに類する方法によってする当該金銭債権に係る債務者に対する信用の供与をしたことにより発生したものである場合に、当該金銭債権の回収のために資金を移動させるものであること。
- 三 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
 - イ 受取人がその有する金銭債権に係る債務者に対し反対給付をする義務を負っている場合に、当該反対給付に先立って又はこれと同時に当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該反対給付が行われた後に当該受取人に当該資金を移動させるものでないこと。
 - ロ 受取人が有する金銭債権の発生原因である契約の締結の方法に関する定めをすることその他の当該契約の成立に不可欠な関与を行い、当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人の同意の下に、当該契約の内容に応じて当該資金を移動させるものでないこと。」

¹ <https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20201225-2/04.pdf>

上記のとおり、受取人が個人(事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く。)である場合であつて、かつ、同条第 1 号ないし第 3 号のいずれかの要件に該当する場合が為替取引に該当するものと評価され、これを営むためには、第一種～第三種のいずれかの資金移動業者の登録又は銀行免許が必要とされる。

まず、収納代行業者が資金を受け入れた時までには当該債務者の債務が消滅しない場合には、当該債務者に二重払いの危険が存することから、為替取引に該当することとされている(同条第 1 号)。次に、同条第 2 号は、かつて存在した割り勘アプリが連帯債務者の一人が連帯債務全額を支払ったことによる他の連帯債務者への求償債権の回収についての収納代行という構成を採用していたことを踏まえて、連帯債務者の一人としてする弁済その他の方法によってする金銭債権に係る債務者に対する信用の供与をしたことによって生じた債権の回収のための収納代行為が、為替取引に該当することとしている。さらに、同条第 1 号及び第 2 号のいずれにも当たらない場合であっても、当該収納代行為が、いわゆるエスクローサービスを提供する目的で行われるもの(同条第 3 号イ)又はプラットフォーム²上で契約が締結された取引についてプラットフォーム事業者が個人である受取人のために資金(商品代金やサービス対価等)を受領する場合(同条第 3 号ロ)のいずれにも該当しないときには、為替取引に該当することとなる(同条第 3 号柱書)。

さらに、事務ガイドライン改正案³においては、改正資金決済法第 2 条の 2 に該当しない行為及び資金移動業者に関する内閣府令改正案第 1 条の 2 に該当しない行為であっても、これらの行為が将来にわたって為替取引に該当しないものとされているわけではないとされており⁴、上記の類型に該当しない収納代行為については、将来においても為替取引に該当しないとの取扱いが確認されたわけではないことに注意が必要である。

1-2 資金移動業に関する規定の整備

1-2-1 資金移動業の種別の創設

改正資金決済法において、以下のとおり、第一種資金移動業、第二種資金移動業及び第三種資金移動業という 3 つの資金移動業の種別が創設されることとなった(改正資金決済法第 36 条の 2)。

(1) 第一種資金移動業

① 定義

「第一種資金移動業」とは、資金移動業のうち、第二種資金移動業及び第三種資金移動業以外のものをいう(改正資金決済法第 36 条の 2 第 1 項)。後述するとおり、第二種資金移動業の送金上限額は 1 件あたり 100 万円、第三種資金移動業の送金上限額は 1 件あたり 5 万円と定められているため(資金決済法施行令改正案⁵第 12 条の 2 第 1 項、第 2 項)、第一種資金移動業は、1 件あたり 100 万円を超える資金の移動に係る為替取引を取り扱う類型ということとなる。なお、第一種資金移動業の登録によっても 1 件あたり 100 万円以下の資金の移動に係る為替取引を行うことは当然に可能である

² フリマアプリが典型的な例であると考えられる。

³ <https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20201225-2/12.pdf>

⁴ 事務ガイドライン改正案 I-2

⁵ <https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20201225-2/01.pdf>

ものの、第一種資金移動業者として設けたアカウントを用いて当該為替取引を行う限り(第二種資金移動業者又は第三種資金移動業者としての登録を別途取得し、それらの資格に基づいて第一種資金移動業者としてのアカウントと区別されたアカウントにおいて当該為替取引を行うものでない限り)、当該為替取引についても下記③の滞留規制をはじめとする、第一種資金移動業に係る規制の対象となることに留意が必要である。

② 認可制の導入

改正資金決済法において、(資金移動業者としての登録を受けた)資金移動業者は、第一種資金移動業を営もうとするときは、業務実施計画を定めて、認可を受けなければならないとされている(改正資金決済法第40条の2第1項)。業務実施計画には、「為替取引により移動させる資金の額の上限額を定める場合にあつては、当該上限額」(改正資金決済法第40条の2第1項第1号)及び「為替取引を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法」(同項第2号)のほか、「その他内閣府令で定める事項」(同項第3号)の記載が求められるところ、資金移動業者に関する内閣府令改正案において規定された「その他内閣府令で定める事項」は以下のとおりである(資金移動業者に関する内閣府令改正案第9条の3)。

- 一 為替取引に係る業務の提供方法
- 二 為替取引による資金の移動が生じる国及び地域
- 三 犯罪による収益の移転防止(犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第一条に規定する犯罪による収益の移転防止をいう。)及びテロリズムに対する資金供与の防止等を確保するために必要な体制に関する事項
- 四 法第五十一条の二の規定(下記③の滞留規制の規定)を遵守するために必要な体制に関する事項
- 五 為替取引に関する事故その他の資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す事態が発生した場合の対応に関する方針
- 六 その他第一種資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するための重要な事項

③ 滞留規制

第一種資金移動業を営む資金移動業者は、第一種資金移動業の各利用者に対し、移動する資金の額、資金を移動する日その他の内閣府令で定める事項が明らかでない第一種資金移動業に係る為替取引に関する債務を負担してはならない(改正資金決済法第51条の2第1項)。この点について、内閣府令で定める事項とは、「移動する資金の額」「資金を移動する日」「資金の移動先」をいう(資金移動業者に関する内閣府令改正案第32条の2第1項)。

なお、事務ガイドライン改正案によれば、「資金を移動する日」とは、資金の移動の完了予定日をいうものとされており、資金の移動のための手続きを第一種資金移動業者において行う日ではない⁶ことに留意が必要である。

また、第一種資金移動業者は、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間その他の内閣府令で定める期間を超えて第一種資金移動業に係る為替取引に関する債務を負担してはならないものとされている(改正資金決済法第51条の2第2項)。この点、内閣府令で定める期間とは、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間(利用者から指図を受けた資金の移動先に誤りがあ

⁶ 事務ガイドライン改正案Ⅲ-1-1-1(1)①(注2)

る場合その他の資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合に、当該事由を解消するために必要な期間を含む。)をいうものとされている(資金移動業者に関する内閣府令改正案第 32 条の 2 第 2 項)。事務ガイドライン改正案においては、「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」の意味がより詳細に解説されており、かかる期間とは運用・技術上必要な期間であり、例えばテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策上の確認・検証、海外拠点や銀行等への連絡、銀行口座への振込といった、個々の為替取引の事務処理に要する必要最低限の期間を考慮し、合理的に算定した期間をいうものとされている⁷。

また、第一種資金移動業の利用者が予め入金した資金を、ATM で第一種資金移動業者から発行されたカードを用いて引き出しを行うサービスを提供することや、第一種資金移動業者に資金の支払いを行い、当該資金の額に相当する証書(マネーオーダー)の発行を受けた送金人が受取人に証書を送付し、受取人が当該証書と引き換えに現金を受け取るサービス等を提供することは、具体的な為替取引の指図を伴っていたとしても、通常、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間を超えて第一種資金移動業者が為替取引に関する債務を負担することになると考えられるため、改正資金決済法第 51 条の 2 第 2 項に違反する可能性がある⁸とされている⁸。さらに、着金時についても、受取人である利用者が予め登録した銀行口座に直接資金を入金するなど、為替取引の完了に向けて無用な滞留が生じないための措置が必要であるとされている⁹。

以上のように、第一種資金移動業の類型においては、ウォレットサービスのような形式での資金移動業の提供は禁じられており、利用者から入金された資金は即時に送金を行い、また、利用者が受領した資金は即時に出金することが必要であることに留意が必要である。

④ 履行保証金の供託

資金移動業者は、資金移動業の種別ごとに、種別に応じて内閣府令で定める期間内に履行保証金を供託しなければならない(改正資金決済法第 43 条第 1 項第 1 号及び第 2 号)。このうち、第一種資金移動業者については、各営業日における第一種資金移動業に係る要履行保証額以上の額に相当する額の履行保証金を、当該各営業日から 2 営業日以内において資金移動業者が定める期間内に供託することとされている(資金移動業者に関する内閣府令改正案第 11 条第 1 項)。

(2) 第二種資金移動業

① 定義

「第二種資金移動業」とは、資金移動業のうち、100 万円以下の資金の移動に係る為替取引のみを業として営むこと(第三種資金移動業を除く。)をいい(改正資金決済法第 36 条の 2 第 2 項、資金決済法施行令改正案第 12 条の 2 第 1 項)、現行資金決済法における資金移動業に対応する類型と考えられる。

② 滞留規制

改正資金決済法においては、資金移動業者は、内閣府令で定めるところにより、利用者から受け入れた資金のうち為替取引に用いられないことがないと認められるものを保有しないための措置を講じなければならないとされている(改正資金決済法 51 条)。これを受けて、資金移動業者に関する内閣府令改

⁷ 事務ガイドライン改正案Ⅲ-1-1-1(1)②(注 3)

⁸ 事務ガイドライン改正案Ⅲ-1-1-1(1)②(注 4)

⁹ 事務ガイドライン改正案Ⅲ-1-1-1(1)③

正案では、第二種資金移動業を営む資金移動業者は、各利用者に対して負担している為替取引(第二種資金移動業に係るものに限る。)に関する債務の額が、100万円を超える場合は、当該債務に係る債権者である利用者の資金(第二種資金移動業に係るものに限る。)が為替取引(第二種資金移動業に係るものに限る。)に用いられるものであるかどうかを確認するための体制を整備しなければならないとされている(資金移動業者に関する内閣府令改正案第30条の2第1項)。第二種資金移動業については、基本的に従前の資金移動業者に関する枠組みが維持される立付けとなっているが、この点に関しては、事実上の規制強化が図られている点には留意が必要である。

なお、利用者の資金と為替取引の関連性を判断するに当たっては、事務ガイドライン改正案上、利用者ごとに(i)受入額、(ii)受入期間、(iii)送金実績、(iv)利用目的を総合考慮することが要請されている¹⁰。具体的な対応としては、例えば、受入額が100万円を超えているアカウントを認識した際には、為替取引の予定の有無や、当該利用者の過去の取引実績等と比較して多額の資金が長期間滞留しているかを確認し、当該確認の結果、為替取引に用いられる蓋然性が低いと判断した場合、予め登録された利用者の銀行口座に為替取引に用いられる蓋然性が低いと判断した金額を振り込む方法を採用することが要請されている^{11, 12}。なお、事務ガイドライン改正案IV-1-1においては、資金移動業者に関する内閣府令改正案第30条の2第1項に基づき確認を行った結果、利用者の資金のうち100万円以下の部分についても、為替取引に用いられるものではないと認められるものについては、利用者への返還その他の当該資金を保有しないための措置を講じる必要があるとされており、100万円以下の範囲においても無制約にウォレットサービスを提供することはできないことになる。

③ 履行保証金の供託

第二種資金移動業者は、1週間以内で資金移動業者が定める期間ごとに、当該期間における第二種資金移動業に係る要履行保証額の最高額以上の額に相当する額の履行保証金を、当該期間の末日(基準日)から3営業日以内において資金移動業者が定める期間内に供託することとされている(資金移動業者に関する内閣府令改正案第11条第2項)。

(3) 第三種資金移動業

① 定義

「第三種資金移動業」とは、資金移動業のうち、5万円以下の資金の移動に係る為替取引のみを業として営むことをいう(改正資金決済法第36条の2第3項、資金決済法施行令改正案第12条の2第2項)。

② 滞留規制

第三種資金移動業を営む資金移動業者は、第三種資金移動業の各利用者に対して、5万円を超える額の債務(第三種資金移動業に係る為替取引に関し負担する債務に限る。)を負担してはならない(改正資金決済法第51条の3、資金決済法施行令改正案第17条の2)。この点について、事務ガイドライン改正案においては、第三種資金移動業者は、為替取引に関して、1件当たりの送金額及び利用者

¹⁰ 事務ガイドライン改正案IV-1-1

¹¹ 事務ガイドライン改正案IV-1-1(注1)

¹² なお、事務ガイドライン改正案III-1-1-1(1)②においては、3類型に共通する留意事項として、登録した銀行口座に振り込む方法以外の方法により返還する場合についても触れられているため(後掲(4)③参照)、例えば、資金移動業者自身が発行する前払式支払手段を付与することによって返還することも(利用者との間でその旨の合意があることを前提に)許容されるものと考えられる。

1人当たりの受入額のいずれも5万円を上限額とするため、当該上限額を超える為替取引に関する業務を行わないようにする措置を講じることが必要とされている¹³。具体的には、各利用者から5万円相当額を超える為替取引の依頼を受け付けない仕組み、及び、各利用者に対し負担する為替取引に関する債務が5万円相当額を超えない仕組みを講じなければならないとされている¹⁴。例えば、ある利用者が、アカウント残高が4万円の他の利用者に対して3万円の送金を行う場合には、仮にこれを全額アカウントで受け取るとすると、当該利用者(受取人)のアカウント残高は7万円となり、受入上限額である5万円を超過することとなるため、これを防止する措置が必要となる。かかる措置としては、受取人のアカウント残高と送金人の送金予定額の合計が5万円を超える場合には送金不可とすることや、上限額を超過する2万円を自動的に銀行口座に出金する等の契約にすることなどの措置が事務ガイドライン改正案において要求されている¹⁵。

③ 履行保証金の供託

第三種資金移動業者は、1週間以内で資金移動業者が定める期間ごとに、当該期間における第三種資金移動業に係る要履行保証額の最高額以上の額に相当する額の履行保証金を、当該期間の末日(基準日)から3営業日以内において資金移動業者が定める期間内に供託することとされている(資金移動業者に関する内閣府令改正案第11条第2項)。

④ 預貯金等による管理

第三種資金移動業を営む資金移動業者は、預貯金等管理割合等(未達債務の額のうち、預貯金等の分別管理によって保全される額の割合)を記載した届出書を提出することで、第三種資金移動業に係る履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができることとされ、他方、その場合は未達債務の額に預貯金等管理割合を乗じて得た額以上の額に相当する額の金銭を預貯金等管理方法¹⁶により管理しなければならないとされている(改正資金決済法第45条の2第1項)。すなわち、預貯金等管理割合を100%とすれば¹⁷、現行資金決済法で義務付けられている供託などの資産保全方法によらず、預貯金の分別管理を行うのみで第三種資金移動業を営むことが可能になる。なお、預貯金等管理割合を100%としている場合には、第三種資金移動業者は利用者に対して、かかる預貯金等管理割合及び当該資金移動業者の破綻時に利用者が当該資金移動業者に対して優先弁済権を有しないこと¹⁸について、書面の交付その他の適切な方法により情報を提供しなければならないとされている(資金移動業者に関する内閣府令改正案第29条の2第4号)。

(4) 各種別に共通する規制等

① 二以上の種別の資金移動業を営む場合に必要な措置

二以上の種別の資金移動業を営む資金移動業者は、各利用者に対して負担する資金移動業の種別ごとの為替取引に関する債務の額その他の各利用者の資金移動業の種別ごとの利用状況を当該各利用者が容易に知ることができるようにするための措置を講じなければならないとされている(資金移動

¹³ 事務ガイドライン改正案V-1

¹⁴ 事務ガイドライン改正案V-1-1①及び②

¹⁵ 事務ガイドライン改正案V-1-1②(注)

¹⁶ 銀行等に対する預貯金により管理する方法、又は、信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補填の契約のあるものにより管理する方法をいう(資金移動業者に関する内閣府令改正案第21条の3)。

¹⁷ この場合、最低要履行保証額は0円となる(資金決済法施行令改正案第14条第2号)。

¹⁸ 事務ガイドライン改正案V-3-1(2)②

業者に関する内閣府令改正案第 30 条の 4 第 1 項、事務ガイドライン改正案 VI-1-1(1)①)。したがって、このような資金移動業者としては、サービスごとのインターフェイスを区別する等の方法によって、各利用者から受け入れた資金及び各送金指示がいずれの資金移動業に関するものなのかを区別してサービスを提供することが必要となる。

また、第一種資金移動業及び第二種資金移動業を営む資金移動業者は、利用者から第二種資金移動業に係る資金を受け入れ、第二種資金移動業に係る為替取引に関する債務を負担している場合にあっては、当該債務を第一種資金移動業に係る為替取引に関する債務に変更することを防止するための措置を講じなければならない(同条第 2 項)。かかる規制の趣旨は、第一種資金移動業に課されている厳格な滞留規制の潜脱を防止することであり、第二種資金移動業として利用者から受け入れた資金を第一種資金移動業に係る為替取引のための資金に振り替えることを防止する措置について、利用者に分かりやすく説明することも必要とされている¹⁹。

② 特定業務内容等の変更

資金移動業者は、資金移動業の内容及び方法のうち、資金移動業の利用者の保護に欠け、又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれが大きいものとして内閣府令で定める変更(特定業務内容等の変更)をしようとするときは、その旨を届け出なければならないものとされている(改正資金決済法第 41 条第 3 項)。この点、「内閣府令で定める変更」とは、(i)各営業日における未達債務の額の算出時点及びその算出方法の変更、(ii)第二種資金移動業及び第三種資金移動業に係る算定期間の変更(当該算定期間を短縮する変更を除く。)、(iii)供託期限の変更(供託期限を短縮する変更を除く。)、並びに(iv)履行完了額算出時点の変更をいう(資金移動業者に関する内閣府令改正案第 9 条の 9)。いずれも、利用者保護の観点から重要となる、履行保証金の算定に関する事項の変更である。

③ 為替取引に用いられない利用者の資金を保有しないための措置

資金移動業者は、利用者から受け入れた資金のうち為替取引に用いられないと認められるものについて、当該利用者への返還その他の当該資金を保有しないための措置を講じなければならないものとされている(資金移動業者に関する内閣府令改正案第 30 条の 2 第 2 項)。具体的には、事務ガイドライン改正案において、為替取引に用いられるものではないと認められる利用者の資金の当該利用者への返還方法を定めていること、登録した銀行口座に振り込む方法以外の方法により返還又はその他の措置を行う場合に当該方法が迅速性や利用者利便の観点から妥当といえること、定めた方法に従い返還等を行うために必要な情報を予め利用者から入手するための態勢が整備されていることが必要とされている²⁰。さらに、ガイドライン改正案においては、利用者資金残高に利息を付す場合については、為替取引に利用する以外の目的での利用者資金の受け入れを誘引する仕組みが講じられていると考えられ、出資法の預り金規制(同法第 2 条第 1 項)に抵触するおそれがあるとされており²¹、従前の一般的な解釈の通り、ウォレットサービスの形で資金移動業を提供する業者であっても、受け入れている利用者の金銭について利息を付すことはできないことが明確化されたことに注意が必要である。

④ 利用者資金を貸付等の原資として用いることを防止するための措置

資金移動業者は、利用者資金を貸付等の原資として用いることを防止するための措置を講じなければ

¹⁹ 事務ガイドライン改正案 IV-1-1(2)

²⁰ 事務ガイドライン改正案 II-2-2-1-1(5)

²¹ 事務ガイドライン改正案 II-2-2-1-1(5)(注)

ならない(資金移動業者に関する内閣府令改正案第 30 条の 3)。具体的には、(i)利用者資金と貸付の原資となる資金を別の預金口座で管理する方法や同一の銀行口座で管理する場合であっても利用者資金が貸付の原資に用いられていないことを合理的に推認できる方法(例えば、貸付の原資となる資金の額として、利用者から受け入れた資金の金額を自己資金から控除した金額を適時・適切に把握の上、貸付額が当該貸付の原資となる資金の額の範囲内であることを確認する方法等)を社内規則に具体的に定めるとともに、(ii)利用者資金と貸付の原資となる資金が上記(i)の方法で明確に区分され、利用者資金を管理する口座と貸付の原資となる資金を管理する口座の間で融通等が行われることがないように適時・適切に検証し、かつ、(iii)事故・不正防止の観点から、利用者資金を管理する担当者と貸付の原資となる資金を管理する担当者を兼務させない等の措置を講じることが事務ガイドライン改正案において要求されている²²。

⑤ 当局への報告

資金移動業者は、資金移動業に関する報告書について、事業概況書及び資金移動業の種別ごとの収支の状況を記載した書面に分けて、事業年度の末日から 3 か月以内に当局に提出しなければならない(資金決済法第 53 条第 1 項、資金移動業者に関する内閣府令改正案第 34 条)。加えて、資金移動業者は、毎年 3 月 31 日、6 月 30 日、9 月 30 日及び 12 月 31 日(報告基準日)ごとに、未達債務の額等利用者資金の保全状況について報告書を作成し、当該報告基準日から 1 か月以内に当局に提出しなければならない(改正資金決済法第 53 条第 2 項、資金移動業者に関する内閣府令改正案第 35 条)。当該改正により、原則年 2 回であった未達債務に関する報告が年 4 回必要となることになる。

⑥ 利用者に対する情報提供の拡充

資金移動業者は、資金移動業の利用者に対して、営む資金移動業の種別や算定期間、供託期限に加えて、為替取引に係る業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針についても、情報を提供しなければならない(資金移動業者に関する内閣府令改正案第 29 条の 2)。これは、2020 年に大きな問題となった銀行口座から資金移動業者アカウントへの不正出金の問題を受けて不正取引発生時の補償等についての手当てが求められていたことによるものと考えられる。なお、上記の点以外にも、第一種資金移動業の業務実施計画の記載事項として事故発生時の対応方針の記載が求められ(資金移動業者に関する内閣府令改正案 9 条の 3 第 5 号)、また、事務ガイドライン改正案においては、1-2-5 として、口座振替サービス等の他の事業者の提供するサービスとの連携に関する留意点が追記されるなど、上記の不正出金の問題を受けて、資金移動業者における不正取引等への対応に関する態勢整備のための規定、記載が幅広く追加されている。

2. 施行

資金決済法施行令改正案及び資金移動業者に関する内閣府令改正案は、いずれも改正資金決済法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日(以下「施行日」という。)から施行されることとなっている²³。現時点では、改正資金決済法は 2021 年 4 月に施行される予定である。

²² 事務ガイドライン改正案Ⅱ-2-2-1-1(6)

²³ 資金決済法施行令改正案附則第 1 条及び資金移動業者に関する内閣府令改正案附則第 1 条

3. 経過措置

資金決済法施行令改正案については、主に以下の経過措置が設けられている。

- 施行日以後に資金移動業を営もうとする者は、施行日前においても、登録を受けようとする資金移動業の種別を記載した登録申請書を提出することができる。この場合において、当該登録申請書は、施行日において提出されたものとみなす(資金決済法施行令改正案附則第 4 条)。
- 第一種資金移動業者としての業務実施計画の認可を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができる(資金決済法施行令改正案附則第 5 条)。
- 資金決済法施行令改正案の公布の際、現に資金移動業者としての登録を受けている者は、施行日前においても、営む資金移動業の種別を記載した書類の提出をすることができる。この場合において、当該書類は、施行日において提出されたものとみなす(資金決済法施行令改正案附則第 6 条)。かかる書類を提出した者であって、新たな種別の資金移動業を営むべく変更登録を受けようとするものは、施行日前においても、営もうとする資金移動業の種別を記載した登録申請書を提出することにより、その申請を行うことができる(資金決済法施行令改正案附則第 7 条)。

以上

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下の通りです。
弁護士 戸塚 貴晴(takaharu.totsuka@amt-law.com)
弁護士 佐々木 慶(kei.sasaki@amt-law.com)
弁護士 波多野 恵亮(keisuke.hatano@amt-law.com)
弁護士 榎村 智記(tomoki.kashimura@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。